

神戸市物品購入及び製造その他請負等指名基準要綱

平成 6 年 11 月 11 日 市長決定

最終改正 令和 7. 3. 29

(趣旨)

第 1 条 神戸市契約規則(昭和 39 年 3 月規則第 120 号。以下「規則」という。)第 18 条第 1 項の規定に基づき、物品の購入及び借受け、製造その他の請負並びに不用品の売却に係る入札参加者を指名する際の指名基準について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)入札参加資格 規則第 15 条において準用する規則第 3 条に規定する資格
- (2)入札参加資格者 前号の資格を有する者
- (3)地元業者 本店を市内に有する者
- (4)準地元業者 本店を市内に有する者を除く、営業中の支店・営業所を市内に有する者

(指名基準)

第 3 条 市長は、入札参加資格者の取引希望品種・業種を考慮して、その物件に適合する入札参加資格者の中から指名するものとする。

2 市長は、地元中小業者の育成の観点から、物件内容の許す限り地元業者を優先して指名するものとし、地元業者で競争性が確保できないとき又は指名できないときは準地元業者の中から指名し、地元業者及び準地元業者で競争性が確保できないとき又は指名できないときは、その他の業者の中から指名するものとする。

3 市長は、次に掲げる事項に留意し、特定の業者に指名が偏らないよう指名するものとする。

- (1)不誠実な行為の有無
- (2)経営状況その他の信用状態
- (3)適性・履行の状況
- (4)労働福祉の状況
- (5)資本関係・人的関係
- (6)指名及び受注の状況
- (7)その他当該物件の性質又は目的により特に必要がある事項

(見積り合せ)

第 4 条 見積り合せを行う場合、見積り合せ参加者の選定については、この要綱の規定を準用する。

(施行細目の委任)

第 5 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、行財政局長が定める。

施行：平成 6． 12． 1 改正施行：平成 23． 11． 1， 令和 7． 4． 1